

令和2年9月1日
砧総合支所
高齢福祉部
障害福祉部
子ども・若者部
教育委員会事務局

鎌田区民センターの中長期改修工事について

1. 主旨

当施設は、鎌田ケアセンター、喫茶ぴあ鎌田店、鎌田児童館、鎌田図書館との複合施設であり平成10年6月に開設した。竣工から20年以上が経過し建物が劣化したことから、施設の安全性や機能を確保し安定的な運営を確保するため、改修工事を実施する。

これに伴い、工事期間中は鎌田区民センター、喫茶ぴあ鎌田店を休館・休業、鎌田児童館、鎌田図書館は業務を一部縮小して運営、鎌田ケアセンターは他所に移転して運営するため、各施設の休館及び改修工事中の行政サービスについて報告する。

2. 主な改修工事内容

空気調和設備機器の更新

換気設備改修工事

自動制御設備機器の更新

衛生器具設備改修工事

給排水設備改修工事

給湯設備改修工事

消火設備改修工事

ガス設備改修工事

舞台装置改修工事

3. 経費概算

1,400,000千円

4. 工事期間(予定)

令和3年5月～令和4年2月末(10か月間)

5. 周知方法

- | | |
|---------------------|-------------|
| (1) 区のお知らせ「せたがや」に掲載 | 10月25日号掲載予定 |
| (2) 区ホームページに掲載 | 10月上旬掲載予定 |
| (3) 施設内に休館情報のポスター掲示 | 10月上旬掲示予定 |
| (4) 区民センター利用者への周知 | |
| けやきネット登録団体へのお知らせ送付 | 10月上旬発送予定 |
| けやきネットシステムへの掲載 | 10月上旬掲載予定 |

6. 施設概要(参考)

- (1) 所在地：世田谷区鎌田3丁目35番1号
- (2) 開設：平成10年6月
- (3) 構造(階数)：鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造(地下1階地上3階建て)
- (4) 敷地面積：3,171㎡
- (5) 建築面積：1,422㎡
- (6) 延床面積：4,562㎡(共用部：1,354㎡、専有部：3,208㎡)
(各施設専有面積：鎌田区民センター 924㎡、鎌田ケアセンター 621㎡、
喫茶ぴあ鎌田店 66㎡、鎌田児童館 526㎡、鎌田図書館 1,071㎡)
- (7) 施設概要

- ・地階：第2会議室、第3会議室、図書館
- ・1階：第1会議室、ケアセンター、喫茶室
- ・2階：絵画工芸室、音楽室、児童館
- ・3階：第4会議室、第5会議室、料理講習室、大広間、茶室

7. 改修工事期間中の行政サービス

全館工事を実施するため、鎌田区民センター、喫茶ぴあ鎌田店は休館・休業とする。鎌田児童館、鎌田図書館は工事の支障とならないよう代替事務室を複合施設内に設け一部業務を実施する。鎌田ケアセンターは他所に移転して運営する。

(1) 鎌田区民センター

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで休館する。

休館中は、周辺施設の利用をお願いする。

- ・休館に伴う代替利用施設
 - ① 岡本地区会館(岡本1-25-4)
 - ② 鎌田集会所(鎌田2-1-24)
 - ③ 宇奈根地区会館(宇奈根2-23-20)
- ・鎌田区民センター周辺図



令和3年4月から令和4年3月まで他所に移転して運営する。

- ・運営事業者 社会福祉法人古木会
- ・実施事業 通所介護、認知症対応型通所介護
- ・仮移転先 上用賀四丁目福祉代替施設（上用賀4-16-12）

(3) 喫茶びあ鎌田店（障害者授産体験実習店舗）

令和3年4月から令和4年3月まで休業する。

- ・障害者授産体験実習事業は、粕谷区民センター内喫茶びあ粕谷店で実施する。
- ・実習事業の対象施設等には11月初旬に個別に周知する。

(4) 鎌田児童館

令和3年4月から令和4年3月まで代替事務室を複合施設内に設け一部業務を実施する。

- ・事業を縮小し、周辺施設にて日常活動、子育て支援事業を実施する。

① 日常活動

工作や手作り活動、体を動かす活動等は、近隣の公園や公共施設等で実施する。

② 子育て支援事業

2～3歳児と保護者対象の親子サークル活動は、原則として屋外活動とし、児童館近隣の公園等で実施する。

0歳児以上と保護者対象の子育てひろば事業は、近隣の公共施設等にて実施する。

乳幼児と保護者対象の子育て講座等は、内容や定員を変更するなど、実施する方向で検討する。

- ・工事期間中に展開する事業は、「児童館のおしらせ」等で随時周知を行う。
- ・令和4年4月から2階にて通常業務を再開する。

(5) 鎌田図書館

令和3年4月から令和4年3月まで代替事務室を複合施設内に設け一部業務を実施する。

- ・令和3年4月下旬から9月までの間、複合施設内1階に仮設カウンターを設け、予約資料貸出、資料の返却、新規予約の受付、新規登録受付、レファレンス等の一部業務を実施する。書架・閲覧室・新聞雑誌コーナー、コピー機の利用提供等は休止する。
- ・令和3年10月から令和4年3月までの間、複合施設内2階に代替事務室を移し、上記の一部業務を継続する。
- ・令和4年3月下旬から地階（図書館フロア）に戻って一部業務を継続しつつ、再開に向けて館内を整理・点検し、4月から通常業務を再開する。
- ・上記の3回の移転作業にあたって、閉館期間を必要最短となるよう調整する。
- ・業務の変更、移転等については、随時、図書館HP、施設内掲示により周知を行う。

8. 今後のスケジュール（予定）

令和2年	10月	区民・施設利用者周知(広報紙ほか)
	11月	工事契約議案提出（施設営繕担当部）
令和3年	3月	工事契約
	4月	各施設移転（児童館・図書館は1階にて縮小運営）
	5月	工事開始
	10月	児童館・図書館は2階へ再移転（縮小運営継続）
令和4年	2月	工事終了
	3月	複合施設再開準備
	4月	複合施設再開